

特定生産緑地制度について

① 当初指定から30年を経過する生産緑地制度

市街化区域の農地における緑地機能を評価し、農業と調和した都市環境づくりなどに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るため、平成4年（1992年）に当初指定された生産緑地はまもなく30年が経過します。

一方で、都市緑地法等の改正により、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地は、都市に「あるべきもの」とすることが位置づけられました。

指定後30年を数年後に迎えることとなるに伴い、生産緑地所有者においては、宅地化か農地継続を選択することとなり、土地利用に大きな変化が生じることとなります。

② 特定生産緑地制度の概要

令和4年（2022）年に当初指定後30年を経過することとなる生産緑地の土地所有者は、市町村長に対し、買取り申出がいつでも可能な状態となります。

そこで、国において、30年経過後もこれまでと同じ税制特例措置が受けられるよう、10年ごとに指定を更新できる特定生産緑地制度が創設されました。

この制度は30年を経過する前に農地所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地地区へ指定することで、同じ税制特例措置を受けたまま、指定を10年ごとに延長できることとなります。

- ・ 生産緑地制度の義務と優遇措置をそのまま延長するものです。
- ・ 特定生産緑地の指定期間は10年間で、更新が可能です。
- ・ 特定生産緑地の指定は、生産緑地指定から30年経過する前に受ける必要があります。30年経過後は指定を受けることができません。

③ 特定生産緑地指定手続きについて

令和4年に30年を経過する生産緑地は約480地区あることから、円滑に手続きが進むよう令和2年から以下のスケジュールで指定を進めます。

【令和2年】

3月中	川口市から生産緑地所有者へ申請書類を送付。
3月下旬	生産緑地所有者向け説明会実施。
5月	個別相談窓口を開設。 コールセンターを開設して個別に相談を受付。
7月～9月中	事前審査受付（予約制）。 書類の記載方法や提出方法について事前審査期間を設ける。
10月～11月	本申請受付